

致遠館中学校

服装等に関する規程

本校生徒は、致遠館中学校の生徒であるという自覚と誇りを持ち、華美に流れず、清潔・端正な身なりを心がける。

1 制服

(1) 次の2つを、学校指定の制服とする。

・学校指定1

冬季： 学生服、冬用ズボン、BD シャツ

夏季： 夏用ズボン、半袖カッターシャツ

・学校指定2

冬季： ジャケット、冬用スカート又はズボン、ブラウス、ベスト

夏季： 夏用スカート又はズボン、半袖ブラウス

(2) 冬季、夏季の期間は、次のとおりとする。ただし、寒暖を考慮して変更することがある。なお、1週間程度の移行期間を設けるものとする。

冬季： 10月1日 ～ 5月31日

夏季： 6月1日 ～ 9月30日

(3) 5月1日～5月31日及び10月1日～10月31日を、合服期間とし、その期間は、学生服、ジャケットは着用しなくてもよい。

2 履物

靴は、学校指定の黒革靴とする。

校舎内では、学校指定の上履きを使用し、学年ごとに色を指定する。

3 靴下

靴下は、華美にならないよう心がける。入学式等の式典行事では、白色を着用する。

冬季は、ストッキング、タイツの着用を認める。

4 マフラー・手袋・防寒コート

マフラー・手袋・防寒コートは、冬季の厳寒期に限り着用を認める。華美にならないよう心がける。なお、校舎内での着用は控える。

5 通学バッグ

通学には、学校指定のバッグを使用する。不足する場合は、華美でないスポーツバッグ等を使用する。

6 頭髪

頭髪は、清潔でナチュラルな髪型を基本とし、致遠館生らしい品位を保つようにする。

7 その他

(1) 週休日及び祝日に、部活動のため登校する際は、登下校時に、部のジャージ、バッグ等を着用、使用してもよい。

(2) 本校生徒会が定めている「自主規制」について以下に示す。

致遠館中学校生徒会自主規制

我々は、自由と規律のある学校を保つべく、生徒間の協定とも言うべき自主規制を定め、致遠館生のクライテリア (CRITERIA) に近づこうとするものである。

通学に関する規程

通学途上においては、交通法規を守り、自分で自分の身を守るとともに、他の規範となるよう交通道德の実践に努める。

自転車通学について

- (1) 通学に自転車の使用を希望する生徒は、「自転車通学許可願」（生徒指導部保管）を担任に提出し、許可を受ける。
- (2) 許可された生徒は、学校が発行する「登録番号札」を自転車につけ、所定の場所に駐輪する。
- (3) 自転車通学の際は、学校指定のヘルメットを正しく着用する。

生徒諸届・許可願一覧

	届 及び 許可願	備考
諸 届	1 住所変更、改姓名又は保護者の異動等届	保護者からの文書によって届け出る。
	2 欠席・忌引等届	事前に保護者が学校に電話連絡する。保健管理上の出停の場合は、出停後に保健室で「出席停止についての証明書」をもらい、保護者が記入して保健室に提出する。
	3 早退届	HR担任に口頭で申し出る。
	4 公共物破損届	HR担任又は部顧問に口頭で届け出る。事務室備え付けの公共物破損届に被害内容を記入する。故意又は不注意による場合は実費弁償する。
	5 負傷・事故等届	HR担任又は部顧問に口頭で届け出る。
	6 生徒証明書紛失(汚損)届	HR担任に口頭で申し出る。
	7 下宿からの通学届	HR担任に口頭で申し出る。
許 可 願	8 教室入室許可願	遅刻して登校した場合、副校長又は教頭の許可を得て、教室のHR担任又は教科担当に提出する。
	9 外出許可願	HR担任又は授業担当の許可を得る。
	10 掲示・催し等許可願	物件、計画書、資料等を提出して、HR担任又は生徒会指導部の許可を得る。
の 許 可 願 保 護 者 連 署	11 退学許可願	HR担任に申し出る。
	12 自転車通学許可願	学校が発行する登録番号札を付ける。 学校指定のヘルメットを正しく着用する。
諸 手 続	13 生徒証明書再交付	HR担任へ口頭で届け出た後、事務室へ申し出る。
	14 成績証明書・調査書	在学しているときはHR担任へ、卒業後は3年時のHR担任又は直接事務室へ申し出る。その際、卒業後は手続き手数料を徴収する。
	15 在学証明書 卒業（見込）証明書	直接事務室へ申し出る。卒業後は手続き手数料を徴収する。
	16 列車・バス等に係る 通学証明書	J R及び各バス会社の通学定期券購入の際に必要な各種証明書及び申込書については、直接事務室へ申し出る。
	17 旅客運賃割引証明書	HR担任、生徒指導部の押印後、校長の許可印をもらって事務室へ申し出る。

致遠館中学校生徒会部活動一覧

体 育 部		文 化 部	
1	軟式野球部	1	音楽部
2	サッカー部	2	美術部
3	テニス部（男・女）	3	サイエンス部
4	バレーボール部（女）	4	書道部
5	バスケットボール部（男・女）	5	茶道部
6	剣道部（男・女）	6	放送部
7	陸上部（男・女）	7	総合文化部
8	卓球部（男・女）		

※部員数・教員数などの諸事情により、休部・廃部を含めて検討することがある。

部室使用規程

- 1 部室使用の対象者は、現役部員とする。
- 2 部室使用の時間帯は、部活動中のみとする。
- 3 部室の鍵は、体育準備室に保管し、使用ごとに借り受け、その日のうちに返却する。また、空室にするときは、必ず施錠を行う。
- 4 部室の清掃を定期的に行い、常に清潔な状態を保つよう努める。
- 5 部室内に不要なものは持ち込まない。
- 6 校舎内で使用するスリッパでの部室への出入りは行わない。
- 7 盗難・事故等が発生した場合は、速やかに顧問等へ連絡する。
- 8 この規程に違反した場合は、部室の使用禁止等の措置を行うものとする。
- 9 各部が使用する部屋の数は、部員数等の変動を考慮し、年度毎に検討を行い決定する。